

なかさと

2003年10月号

平成15年

●発行/中里村役場 〒949-8492 新潟県中魚沼郡中里村大字田沢己2133番地 ☎0257(63)3111 Fax(63)2044 ●編集/総務課
●ホームページ <http://www.vill.nakasato.niigata.jp> ●電子メール info@vill.nakasato.niigata.jp



手を上げて!! 横断歩道を渡りましょう!!

9月22日(月)、秋の交通安全運動の一環として村内パレードを実施し、各保育園により交通安全を啓発しました。

皆さん、ちゃんと手を上げて左右の確認して横断歩道を渡りましょう!!(子どもが見てますよ!)

主な内容

- 平成14年度決算 2~3
- 考えよう市町村合併..... 4~7
- 生涯学習課からのお知らせ..... 8~9
- 老後の事も考えよう..... 10
- 中里村議会議員一般選挙..... 11
- 環境だより..... 12
- 薬のこと、知っていますか? 13
- なかさとウォッチング..... 14
- 中里村消防団秋期演習・防災訓練 15
- お知らせ..... 16~18

決算

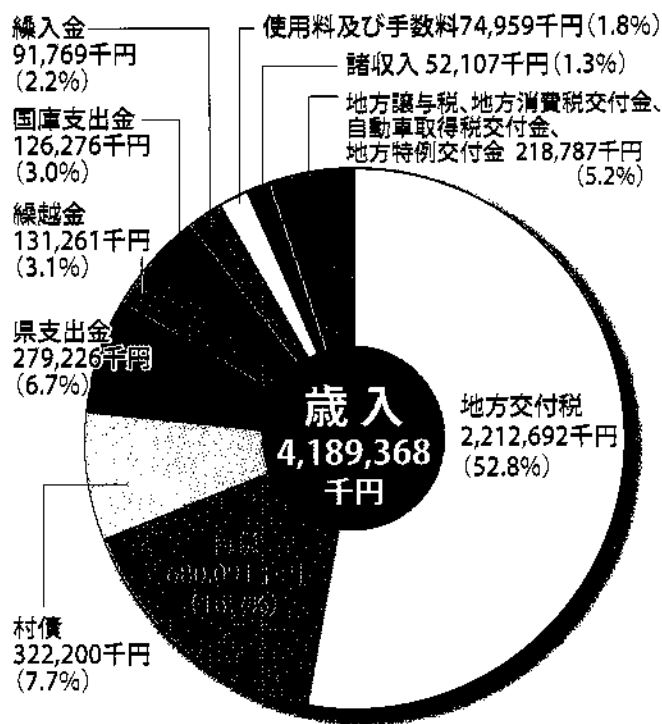


景気低迷による村税の落ち込みや、地方交付税の見直し、
 圧縮傾向の中で、依然として厳しい財政状況であります。

限られた財源の中で経常的経費の抑制に努め、住みよい村
 づくりのため多くの事業が行なわれました。

今後も中里村の発展に向け最大限の努力をしていきます。

一般会計



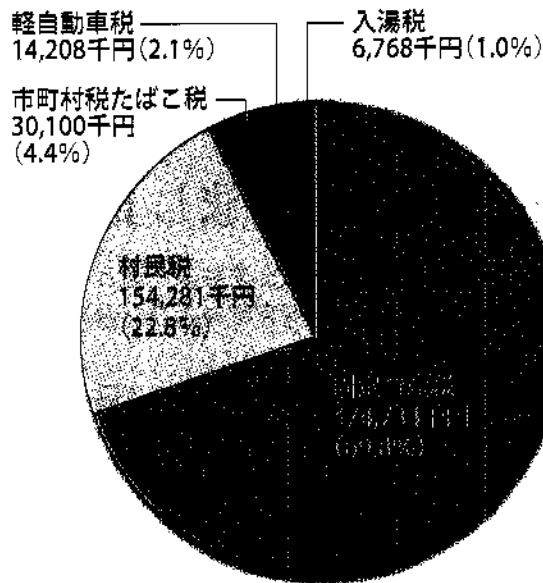
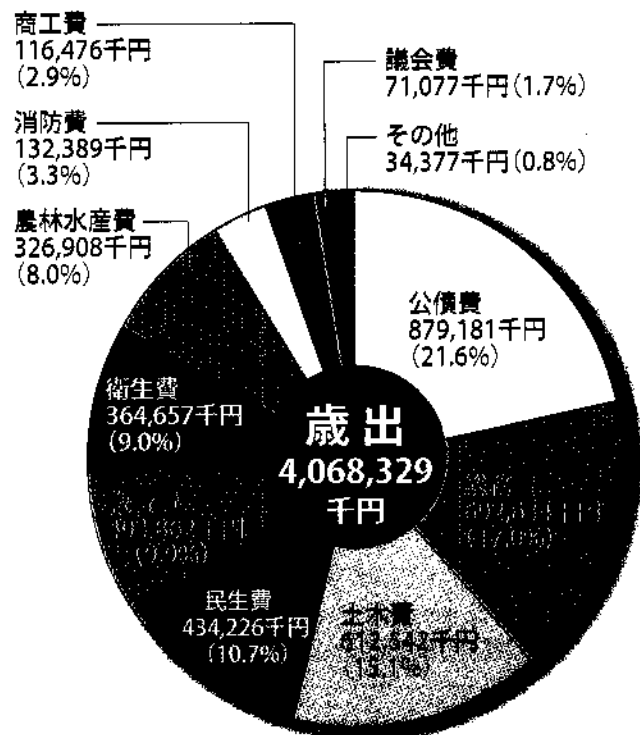
一般会計の歳入決算額41億8,936万8千円、歳出決算額40億6,832万9千円で、差額が1億2,103万9千円となります。このうち、平成15年度への繰越事業分326千円を差し引いた1億2,071万3千円が実質収支となり、平成15年度へ繰り越されました。

平成14年度一般・特別会計決算額 (単位:千円)












項目	歳入	歳出	繰越残額	
一般会計	4,189,368	4,068,329	121,039	
特別会計	国民健康保険	557,924	490,216	67,708
	倉俣診療所	66,928	66,062	866
	歯科診療所	52,443	46,073	6,370
	老人保健	702,916	693,452	9,464
	介護保険	410,266	408,630	1,636
	簡易水道	180,505	170,064	10,441
	下水道	566,407	548,731	17,676

村税の内訳

皆さんから納めていただいた村税は地方交付税に次ぐ歳入の大きな部分を占めています。6億8,009万1千円のうち、固定資産税と村民税で6億2,901万5千円となっており、村全体の92.5%となっています。



村民一人当たり
に使われたお金

	雑費	11,216円
	検閲費	109,300円
	民生費	68,532円
	衛生費	57,544円
	農林水産費	51,587円
	商工費	18,380円
	土木費	96,661円
	消防費	20,991円
	教育費	63,731円
	公債費	138,738円
	その他	5,425円
合計		641,995円

住みよい村づくりに融資を受けました

村では、平成14年度に財務省、公営企業金融公庫、総務省（簡保）（郵貯）、J A十日町の融資（地方債）を受け、次の事業を行いました。

事業名	融資額(単位:千円)	借入先
林道新屋敷線開設事業	8,000	総務省(郵貯)
県営ため池等整備事業負担金	9,000	財務省
急傾斜地崩壊対策事業負担金	4,900	財務省
県営ほ場整備事業負担金	7,800	財務省
県営土地改良事業負担金	11,600	財務省
県営農地環境整備事業負担金	3,300	財務省
県営農地環境整備事業負担金(繰越)	3,000	総務省(郵貯)
ふるさとづくり道路整備事業負担金	21,400	J A 十日町
県道中深見越後田沢停車場線整備負担金	9,900	総務省(郵貯)
特定公園ミオンの森公園事業(繰越)	14,200	総務省(簡保)
交流施設整備事業	30,000	総務省(簡保)
除雪ドーザー購入	5,000	財務省
簡易水道事業	25,400	財務省
減税補てん	5,500	財務省
臨時財政対策	163,200	財務省
計	322,200	
中央地区単独整備事業他	22,100	財務省
中央地区単独整備事業他	10,100	公営企業金融公庫
計	32,200	
特定環境保全公共下水道	93,200	財務省
特定環境保全公共下水道	32,400	公営企業金融公庫
計	125,600	

財産状況

村の財産は次のとおりとなっています。

土地	1,174,838㎡
建物	44,458㎡
積立基金	
財政調整基金	637,946千円
減債基金	41,497千円
建設基金	236,270千円
ふるさと創生基金	30,610千円
地域福祉基金	159,100千円
環境整備基金	200,320千円
中山間地ふるさと水と土保全基金	10,000千円
温泉利用施設基金	60,000千円
文化スポーツ奨励基金	76,306千円
介護給付者準備基金	180千円
村民研修基金	120,000千円
その他定額運用基金	315,000千円
国保財調基金、簡水基金	262,510千円
基金合計	2,149,739千円

地方債残高

今までに融資を受けた地方債の平成14年度末残高は次のとおりです。

- ◆一般会計 4,626,644千円
- ◆簡易水道特別会計 747,689千円
- ◆下水道特別会計 3,032,132千円

村民一人当たりの
地方債残高
1,326,569円

入湯税	村たばこ税	軽自動車税	固定資産税	村民税
				
合計 107,321円	1,068円	4,750円	2,242円	74,915円
				24,346円

村民一人当たり
が負担した税額

市町村合併

第9回 十日町広域圏合併任意協議会

9月19日(金)、第9回十日町広域圏合併任意協議会が松代町総合センターで開催され、松之山町議会議員の改選に伴い、協議会委員の交代報告、補正予算、及び事務事業協議が行われました。

◎松之山町協議会委員の交代について

松之山町議会議員の改選に伴い、協議会委員の交代が報告されました。

※変更前

- ・石塚幸貞(松之山町議会議員)
- ・村山正英(松之山町議会合併対策特別委員長)

※変更後

- 村山里志(松之山町議会議員)
- 高橋英一(松之山町議会合併対策特別委員長)

◎補正予算について

新市建設計画策定補助業務委託費：494,000円、電算統合個別業務調査分析委託料：3,150,000円、電算個別業務詳細仕様書調査分析委託料：6,825,000円の追加補正を可決。

◎事務事業協議について ~次の事業の調整方針が確認されました。~

前回の協議会において、再度研究・継続された克雪関係事業の協議について協議されました。

①町内委託除雪に関する事

協議結果 → 地区住民と協働して効率的な除雪を行い、4町村については原則として住民負担は求めない。ただし、個人に起因する除雪は、相応な負担を求めることとし、十日町市については現在の3分の2相当の負担とする。

②消雪パイプ除雪に関する事

協議結果 → 消雪パイプは機械除雪の代替として捉え、井戸新設、堀換え、修繕及び冬期間の電気料は原則として全額新市の負担とする。ただし、受益者が明確である夏期使用の電気料は全額受益者負担とする。

また、地下水の保全のため、十日町市の「地下水の取水を規制する地域区分の第一種地域」に限定して、冬期間の電気料は現行通り取り扱うものとする。

官民一体の協力体制の構築を目的とし、消雪パイプ整備に伴うP&P事業は継続する。

③流雪溝整備の受益者負担に関する事

協議結果 → 合併時は現行通りとするが、都市計画税徴収区域以外の施設整備は住民負担を求めることとし、負担割合などの基準は新市において5年をめぐりに検討する。

①公民館の施設・整備計画に関する事

協議結果 → 施設は、そのまま新市に引き継ぐ。各町村の主要な公民館(各1館)、十日町市の本館及び地区公民館はそのまま新市に引き継ぐ。その後、活動実績を考慮したうえで、5年をめぐりに見直しを行う。各市町村の分館は、合併時に統廃合を行う。その後、活動実施を考慮したうえで、5年をめぐりに見直しを行う。施設の老朽化が進んでいるが、当面は予算の範囲で整備を行う。

②公民館運営に関する事

協議結果 → 開館時間は、時間が明確で夜間も利用できる十日町市と川西町の制度(午前9時から午後10時まで)に準ずる。休館日は、明確な十日町市の制度(毎週月曜日、年末年始、国民の祝日)に準ずる。開館時間・休館日は、利用状況を見て再度検討する。

③運動会に関する事

協議結果 → 新市において統一した体育大会を合併記念大会として合併後4年目に実施する。ただし、現在実施している市町村の大会を合併記念大会までの間に旧市町村単位で実施する場合は現在の予算の

範囲内で措置する。

会場・期日・競技の運営方法は、合併後に調整する。

①コミュニティ施設に関すること

協議結果 → 施設は新市に引き継ぐ。条例は原則として十日町市のコミュニティ条例を基本に統一する。施設管理は委託化を、料金は利用料金制を進めるが、当分の間は地域の実情を踏まえつつ対応する。使用料は、公民館と同一の基準とする。利用料金は、地域の実情を踏まえて定める。主な利用実態が集会目的以外の施設は用途を変更する。

①集会施設に関すること

十日町市、川西町及び中里村は、集落が事業主体となり建設し所有権を持っています。松代町及び松之山町は、行政が建設し所有権も行政にあります。

協議結果 → 現施設は新市に引き継ぐ。

設置条例は原則として松代町の例に統一する。ただし、利用料は利用料金制とする。集落などが新たに集会施設を建設する場合の助成制度は、経済的に有利な方法を新市において検討する。大規模改修にかかる助成は、現在の制度を当概地区に5年間継続し、その後廃止する。

②大字名に関すること

協議結果 → 1. 現在の大字名を基本に調整する。

2. 「大字」は省略する。

3. 十日町市の「字泉」「字宇都宮」「字春日」は「泉」「宇都宮」「春日」とする。

4. 行政区名の変更に伴い、大字名も変更したほうがよいとされたものは、変更を検討する。

③行政区名に関すること

協議結果 → 1. 同じ標記の行政区名は調整する。その際、どちらか一方が変えるのではなく、双方とも変更することを原則とする。

2. 15年12月までに関係集落で変更案を出す。同じ名称になった場合は、行政と関係行政区で協議し、16年3月までに調整を完了する。

※変更を要する同じ表記の行政区名

下山（十日町市、中里村、松代町）上町（十日町市、川西町）峠（十日町市、松代町）

赤倉（十日町市、松之山町）田沢（中里村、松代町）東山（松代町、松之山町）栄町（十日町市、川西町）

①国保賦課方式と納期、賦課期日、税(料)率及び賦課基準並びに賦課割合に関すること

協議結果 → 1. 保険料(税)の賦課方式

・保険税とする。

・賦課方式、賦課期日、納期、本算定は5市町村とも同じ制度(方式)なので、そのまま新市に引き継ぐ。

・軽減制度は国民健康保険法に従い実施する。(現行のまま新市に引き継ぐ)

2. 賦課割合は、医療分は4方式、介護分は2方式とする。

応能割(所得割+資産割)と応益割(均等割+平等割)の比率を50%ずつにするように努める。

3. 賦課限度額は、法定限度額にあわせる。

4. 保険料(税)率は、均一課税方式とする。

②給付内容に関すること

協議結果 → 国民健康保険法に基づいて給付するものとする。

1. 法定給付及び法定外給付の実施について

・5市町村全てが、法定給付のみ実施しているため、現行のまま新市に引き継ぐ。

2. 出産育児一時金について

・5市町村全てが、同じ制度(金額)なので、現行のまま新市に引き継ぐ。

(1件当たり給付額30万円)

3. 葬祭費について

・5市町村全てが、同じ制度(金額)なので、現行のまま新市に引き継ぐ。

(1件当たり給付額5万円)

① 重度心身障害者医療費に関する事

協議結果 → 幹事会で再協議

※幹事会での調整方針としては「重度身障者医療は県の制度であり、新市においても継続する。松代町が実施している単独費による上乗せ助成は地域バランスを考慮し廃止する。」と提案されました。しかし、「松代町が実施している上乗せ助成」の廃止をめぐり多数の意見が出され、再度幹事会で協議されることとなりました。

② 精神障害者医療費に関する事

協議結果 → 構成5市町村の全てが取り組んでいる単独事業であり、精神障害者の医療負担軽減のため、新市においても継続して当概事業を実施する。

対象となる医療は、精神障害者医療の入院及び通院公費負担対象医療とし、対象者は、「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」第5条に規定する者とするが、老人医療保健加入者は除くものとする。対象となる経費は入・通院の自己負担額（入院の場合は一般国保・社保の最低の高額療養費24,600円/月以上を自己負担した場合その全額。附加給付制度のある保険加入者は、附加給付額を除いた自己負担額が24,600円/月以上となった場合その全額とする。）とし、その3分の1の額を助成するものとする。また助成限度額は10,000円/月とする。ただし、合併前に該当事業の対象となっている老人医療保健加入者は、合併後も従前の制度で助成を継続するものとする。

③ 障害者福祉タクシーに関する事

協議結果 → 5市町村とも実施している事業であるので新市においても福祉タクシー事業は継続する。対象者は身体障害者手帳1・2級、3級の一部（視覚、下肢、体幹、内部）及び療育手帳A所持者とし、助成方法は川西町の例による定率助成方式とする。（人工透析者は除く）

④ 障害者通所交通費助成に関する事

協議結果 → 身体・知的・精神障害者の通所支援として、公共交通機関を利用して通所する者に対し、自己負担額の3分の1を助成することとする。

⑤ 通院交通費（人工透析）助成に関する事

協議結果 → 人工透析者の通院負担の軽減のため、小千谷総合病院十日町診療所を起点に通院距離に応じた助成（5km未満：1,000円/月、10km未満：1,500円/月、15km未満：2,000円/月、15km以上：2,500円/月）を行うこととする。ただし、川西町の例による福祉タクシー利用券24枚交付と、いずれか一方を選択できることとする。

⑥ 老人施設相互利用（デイ・ショート）に関する事

協議結果 → 新市においては、県の指導に準拠している十日町市、川西町の例により事業を継続する。また、委託事業者は新市において調整する。

① 幼児医療費助成（年齢、対象、所得制限、支給方法）に関する事

協議結果 → 少子化対策として、サービスの高い中里村の制度にあわせる。

台帳管理、受給者証発行電算システムを構築する。

② 小・中学校入院費医療費助成（年齢、対象、所得制限、支給方法）に関する事

協議結果 → 少子化対策として、中里村の制度を新市で継続実施する。ただし、児童手当特例給付の所得限度額を上限に、所得制限を設ける。

① 委員会数、選挙委員数及び任期に関する事

協議結果 → 新市においては一つの農業委員会とする。

合併特例法の選挙委員在任特例により、合併後1年以内の在任をすることとする。

その後の選挙においては、選挙委員総数40人とし、5市町村ごとの選挙区及び十日町市の複数選挙区を残し、十日町市13、川西町9、中里村7、松代町6、松之山町5人とする。

② 選任による農業委員の選定に関する事

協議結果 → 新市移行後、新に選任委員を選任する。

農委法12条の規定により、1号委員は「農業協同組合」及び「農業共済組合」の推薦による各々1人とする。

2号委員は5人とし、5市町村から議会の推薦による「学識経験を有する者」各々1人とする。

第4回 中里村市町村合併審議会

9月25日(休)、中里村役場議場で「第4回中里村市町村合併審議会」が行われ、今までの任意協議会審議経過、事務事業協議の経過報告など積極的な協議を行いました。

冒頭で貝沢洋次会長は「中里村の将来に関することについて意見をいただきたい。除雪については、負担は今ままでおりであり、バスについては、市民バス問題が浮上してきている。合併によりプラスの部分も出てきている。」と積極的な発言を促しました。

また、山本村長はあいさつで「9月議会において津南町・中里村・松之山町の3町村の合併研究会を立ち上げる請願が賛成少数で不採択となった。いろいろな角度からの検討は結構だが、5市町村合併がよりいいのではないか。合併した後の中里村というものを真剣に考えてほしい」と述べ、現在任意協議会で協議中の5市町村合併に対する意欲を述べました。

委員 特例債は、6市町村では366億円だったと思うが自由に借りられるということか。

総務課長 人口規模によって特例債の額は変わってくる。合併した場合、どの程度借金が返していけるか。合併すると交付税が減らされると一般的にいわれているが、それは合理化されたためで当然のこと。

委員 職員が減ることは地域の雇用が減ることで雇用の場の創設が必要だ。

村長 合併しなかった場合でも職員は減らしていかなければならない。住民のための合併が主眼であり効率的にして人件費が浮いた分を住民サービスに回していくことになり、そういう住民PRが必要だ。

委員 地域で何か(イベント)やろうとすると、そういう組織を残していかないと駄目だと思う。全体ではやれないこともある。

会長 市民バス構想など出ているが、そういうものに対し、中里の事は中里で決めていかなければならない。

委員 自治組織は必要。併せて権限が重要になってくる。自治組織での発言ができるようにしてもらいたい。

村長 支所にある程度の権限をもたせる必要がある。

住民アンケートの実施と住民懇談会について審議が行われ、住民アンケートについては、「できるだけ多くの住民から取った方がよい」という意見や「あくまで意向調査なので、それほど多くなくてもよいのでは」など多数意見が出されました。

村としては、議会と相談しながらアンケートのサンプル数や抽出方法、設問などを慎重に検討し、10月下旬から始まる住民懇談会の後、アンケート調査を実施したいと考えております。



中里村役場総務課政策係 ☎63-3111 (内線211)
 十日町広域圏合併任意協議会 ☎52-7725

9/11

みのり学園

群馬県薬王園と奥清津発電所



お昼は「薬王国」の薬膳料理を味わう



この秋のおめでたい席に生かせるという人も

女性らきらき
マナー
〜おめでたい御席のマナー〜

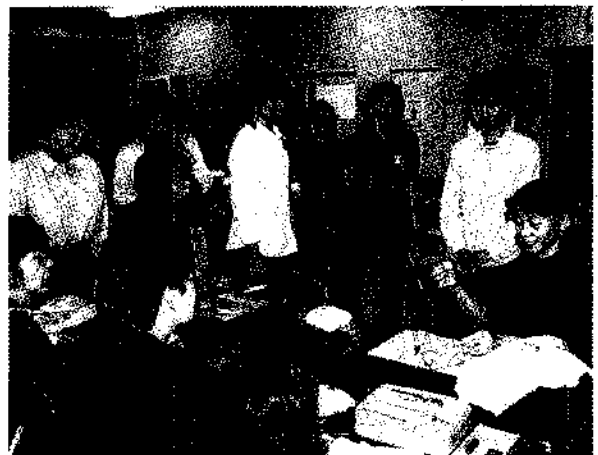


結納のお席でのあいさつ、所作を学ぶ



こどもとの接し方への想いを新たにす

ひまわり家庭教育学級



布を使った小物づくりにとりくむ

手づくりの
家庭教育

2003年 10月の生涯学習情報

女性いきいきセミナー

第2回

『冠婚葬祭のマナー』

～お悔やみのお席編～

講師：十日町服飾専門学校 田村 恭子 様

日時：10月21日(火) 午後7:30～9:30 会場：総合センター

いざという時に困らないために…
奥技を交えた基本的なマナーの2回目です。

各種スポーツ大会

参加者募集中

12日(日) 午後7:00	中里 剣道大会
13日(月) 午後7:30	秋季少年野球大会
21日(日) 午後7:00	中里バスケットボール大会
10日(日) 午後7:00	中里バレーボール大会
22日(月) 午後7:30	中里ユニホッケー大会
23日(火) 午後7:30	中里卓球大会

詳しくは、生涯学習課 社会体育係へ

あなたの秋はどんな秋!?

子供お抹茶教室

日本の伝統文化「茶道」を楽しみながら体験しましょう。



- 期日 11月15日・29日
12月13日
毎回 土曜日
- 時間 午前9:00～11:30
- 場所 中里村総合センター

※10月31日までに公民館に申込み。

男のクッキングタイム

恒例になりました、男だけの料理教室

- 日時 11月11日(火)・18日(火)
PM7:30～9:30
- 講師 廣田慎一氏 (山崎 いち廣)
- 会場 保健センター 1F 調理室
- 申込み〆切 10月31日(金)

※2月にも、2回程度の開催を予定。

「芸術祭」に作品を展示しませんか

11月18日～30日開催

書道・写真・絵画・俳句・手工芸品・
活け花など、なんでも結構です。



10月20～30日の間に、
公民館に作品を搬入し、
申込みをして下さい。

なかさとトキメキ大学

【第2回】 幼児教育について

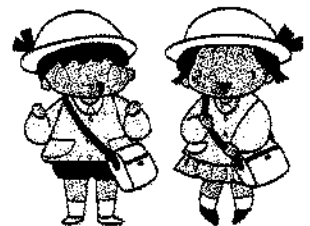
主管：学校教育課

講演：『子供と向き合うということ!!』

講師：北陸福祉学園非常勤講師 三沢 妃佐江 様

日時：11月15日(土) 午後2:00～3:30

会場：総合センター 2F 大集会室



お問い合わせは ● 中里村教育委員会 生涯学習課 ☎63-4478

老後を考えてみませんか？

～新農業者年金加入のお勧め～

ある調査によると「老後の最低日常生活費」は夫婦で月額24万円程度が必要とされています。これは国民年金では到底まかなえません。その不足分を補うのに、農業者年金が利用できます。

国民年金に40年加入した場合、給付月額6万7千円で、夫婦で13万4千円です。

新農業者年金の特徴

農業従事者なら誰でも加入できます

新しい農業者年金は「国民年金第1号保険者（保険料免除者を除く）」「60歳未満」「農業に60日以上従事」する農業者であれば誰でも加入できます。（農地の権利を持たない女性や後継者も加入可能）

国からの保険料助成がある唯一の政策年金

認定農業者や青色申告者等の政策支援対象者に対し、月額保険料2万円のうち要件に応じて国から1万円、6千円、4千円の保険料助成が受けられます。（但し、将来年金受給の要件として、「経営継承」が必要です）

区分	【補助対象者】 ・昭和22年1月2日以後の生まれの者 ・60歳まで20年以上の保険料納付期間が夏まで加入者と（旧制度の加入期間も含めて）	国庫補助額 （月額給付の保険料額）	
		1万円未満	1万円以上
① 認定農業者で青色申告者		10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
② 認定就農者で青色申告者			
③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者			
④ 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)		4,000円 (16,000円)
⑤ 35年未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者			—
⑥ 旧制度の加入者（平成16年12月までの特別措置）			4,000円 (16,000円)

将来の老後設計に合わせ、保険料が自由に選択できます

保険料助成を受けない場合、保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で自由に選択できます。それぞれの経済状況や老後設計などに応じて、保険料を自由に設定でき、いつでも見直すことができます。

80歳まで保証が付いた終身年金

年金は終身受給できますが、仮に加入者や受給者が80歳までに死亡した場合には、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の死亡時における現在価値相当額を死亡一時金として遺族の方が受け取れます。

税制面で大きなメリット

保険料は全額社会保険料控除（所得控除、年額最高80万4千円）の対象になります。また、支払われる年金も公的年金等控除の対象になります。

個人年金の場合
は年額最高
5万円

「積立方式」（確定拠出）で長期的に安定した年金制度

将来の年金受給に必要な原資を自ら積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金であるため、長期的に安定した制度といえます。

詳しくは農業者年金またはお近くの「入会」でもお問い合わせください。

中里村議会議員一般選挙 10月26日(日) 投票日

10月26日(日)の投票時間

投票できる時間は次の通りです。

投票所	投票場	投票時間
第1投票所	中里村総合センター	午前7時～午後8時
第2投票所	高道山体育館	午前7時～午後8時
第3投票所	東田尻集落開発センター	午前7時～午後7時
第4投票所	清津峡小学校	午前7時～午後6時
第5投票所	倉下冬期管理センター	午前7時～午後6時
第6投票所	倉俣集落開発センター	午前7時～午後8時
第7投票所	重地構造改善センター	午前7時～午後7時
第8投票所	田代生活改善センター	午前7時～午後6時
第9投票所	本屋敷集会所	午前7時～午後8時
第10投票所	宮中集落開発センター	午前7時～午後8時
第11投票所	東田沢構造改善センター	午前7時～午後7時
第12投票所	市之越農作業休養施設	午前7時～午後7時
第13投票所	新里集落センター	午前7時～午後7時
第14投票所	清田山集会センター	午前7時～午後6時

みんなですすめる
三ない運動

政治家が選挙区内の有権者に贈り物やお中元・お歳暮、差し入れ、お見舞いなど、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。有権者が求めても受け取ってはいけません。



贈らない」「求めない」「受け取らない」
みんなで「三ない運動」を推進しましょう。

不在者投票・時間

投票できる期間及び時間は、10月21日(火)から10月25日(土)の午前8時30分から午後8時までです。投票日間近になりますと混み合いますので、お早めにお越しください。

◆郵送による不在者投票

なお、郵送による不在者投票も可能です。その場合、不在者投票用紙は告示日前から請求することができます。事務手続き上選挙期間内に投票を済ませるためには、早めの請求をお勧めします。

ご希望の方は中里村選挙管理委員会までお問い合わせください。

◆投票場所

役場前にプレハブを設置し、1階で不在者投票ができます。

入場券をお忘れなく

入場券は各世帯ごとにハガキに印刷されて郵送されます。投票日当日、各自切り離してお持ちください。

※万一紛失したり忘れた場合は、投票所の係員に申し出てください。選挙人名簿に登録されている人は投票できます。

注意事項

◆候補者名ははっきりと

投票しても書いた字が曖昧なものは無効となりますので、候補者名ははっきりと丁寧に書いてください。

◆身体不自由なため、自分で投票用紙に書けない人は、投票所で係員に申し出れば代理投票の補助者から代筆してもらえます。

疑問に思うことがありましたら、気軽にご連絡ください。

中里村選挙管理委員会(役場内) ☎63-3111

みんなで考えよう! ごみ散乱防止とリサイクル

現在ごみの排出量は増加傾向にあります。再資源化をさらに進めるため、びん・缶・ペットボトル・古紙などを資源として回収し、再利用する努力が、住民、企業、行政三者協力のもと各地域で行なわれています。家庭ごみのリサイクルを進め、資源を有効に活用する循環型社会をつくっていく為のシステムをうまく働かせるためには、皆さんがごみを資源として分別すること、それから、資源が再生品として皆さんのもとへ帰ってきたときそれを積極的に購入し、利用することが最も大切になります。

ごみになるものは買わない、求めない。可能な限り資源としてリサイクルする。そして、再生品を積極的に利用する。地球の未来のために、皆さんのご協力をお願いします。

道路脇や観光地で、空缶やペットボトルなどの投げ捨てが大変多く、自然や生活環境を損ねています。投げ捨ては法律で禁止されており投げ捨てた場合には、法律で罰せられます。

また、ごみの多くは、リサイクルすることができるにもかかわらず捨てられているのです。

再資源化すればこんなに効果が得られます。

再生原料を使うと、天然資源の無駄づかいが少なくなるだけでなく、製品化に要するエネルギーも節約できます。

とくにアルミ缶では、再生利用した場合に要するエネルギーは新地金に対して3%であり実に97%も節約できます。

守ってください! ごみ出しのルール

空びん回収の日、ある集落のごみステーションで回収ボックス1箱分が回収されず残されました。インスタントコーヒーの空びんが洗われず、汚れたまま出されていたのです。

空びんを出すときはキャップを取り軽く水洗いをしてから出してください。また、びんの色による分別もきちんとしてください。

村内一斉清掃のお願い

秋の村内一斉清掃を10月19日(日)に行ないます。各家庭にごみ袋を配布しますのでご協力をお願いします。

暮らしなんでも相談

○サラ金、金融、不動産、相続、医療、家庭の問題など暮らしの中で生じるさまざまなトラブルや教育、健康、園芸等の悩みごとに弁護士等の専門家がお答えします。

○相談内容は秘密厳守いたします。

○相談料は無料です。

○相談内容と返信用封筒を同封のうえ、次の相談先へ郵送してください。相談用紙は何でもかまいませんが、パンフレット(専門相談用紙)も労働金庫本支店の窓口にあります。

◆郵送先

〒951-8565 新潟市寄居町332番地38

労働金庫本支店内

(財)新潟県勤労者福祉厚生財団

「暮らしなんでも相談室」係

☎025-228-3411

永六輔途中下車講演会

永六輔氏をお迎えし、日本各地のさまざまな活性化の成功例、素直な地方の提言などをお話しいただく予定です。たくさんのご来場をお待ちしています。

◆主催 雪国青年団 永六輔講演会実行委員会

◆日時 10月19日(日) 午後7時~午後8時まで

◆入場料 大人…千円(当百千二百円)

※収益金は「ゆめ・風基金」に送ります。

◆場所 ユーモール2階ホール

◆問合せ先 尾身伝吉 ☎57-0316

山田和雄 ☎65-4934

薬と健康の週間 10月17日〜23日

薬は、病気を治し体の正常な働きを促して私たちの健康な生活を守ってくれます。しかし使い方を誤ると、副作用が生じることもあります。あなたは正しい薬を正しく理解して使っていますか？

知ってる？ 聞いている？ お薬の正しい

選び方 薬の正しい 使い方

1 専門家と相談を

薬を効果的かつ安全に使用するためには、まず薬剤師などの専門家に相談して適切な薬を選びましょう。分からないことや不安なことがある薬については、薬剤師にいろいろと質問して正しい服用法を学びましょう。



2 薬の添付文書を必ず読もう

薬の添付文書には、用法、用量、効能のほか、使用上の注意が記載されています。よく読んでから、正しく使用することを心がけましょう。



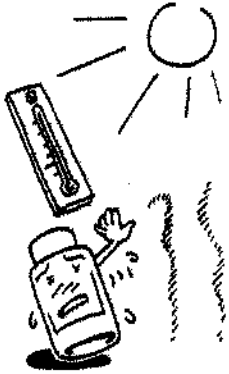
3 高齢者は特に注意を

高齢者は、肝臓やじん臓などの働きが弱くなると、薬の作用が強くなり、副作用が起きやすくなります。薬を併用する場合は、医師の指示もよく守り、特に注意が必要です。



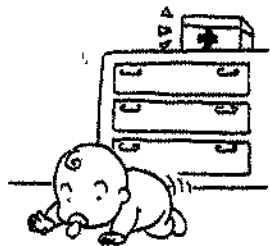
4 湿気や高温を避けて保管

薬は、湿気、光、高温などによって品質が低下します。密閉した容器に入れ、日光や高温にさらされない冷暗所で保管しましょう。



5 子どもは手の届かない所に

乳幼児・小児が誤飲しないように、薬の置き場所には十分に気を付けましょう。薬をほかの容器に入れ換えたり、殺虫剤や農薬などと一緒に保管したりするのは、大変危険です。



「消費者くすり相談室」からのお知らせ

- 医薬品機構では、消費者の方々からの薬についての効能、安全性や相互作用などの疑問にお答えする電話相談を行っています。
- 相談は、専任の薬剤師の相談員が対応します。月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前9時から午後5時まで受け付けています。



医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 消費者くすり相談室
☎ 03 (3506) 9457 (ダイヤルイン)

医薬品副作用被害救済制度をご存じですか？

- この制度は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法に基づく公的制度です。
- 医薬品を正しく使用したにもかかわらず入院を必要とするなどの重篤な副作用が生じた場合には、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われています。
- 救済給付の請求については、当機構へご相談ください。
- 制度の仕組みを解説したパンフレットと請求用紙を無料でお送りします。



医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 相談係
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル9F
☎ 03 (3506) 9411 (ダイヤルイン)

なかさと

00

第24回中里村老人福祉

老人福祉大会は、老人福祉法の精神に基づき老人の長寿を祝い、広く敬愛の思想を普及し、老後の生きがいと健康を高める機会として毎年敬老の日に行われており、今年

は昭和33年3月31日以前に生まれた人を対象に中里中学校体育館で開催されました。クシヨンがおこなわれ、各団体のステージ上で行われる踊りや詩吟を楽しそうに鑑賞していました。

約430名もの人が会場にあつまり、88歳の方と95歳の方に祝詞と記念品、金婚夫婦には記念品、老人クラブ功労者には表彰状と記念品がそれぞれ贈呈され、暖かい拍手が贈られていました。

また、祝宴とアトラ



安全運転でお願いします

田沢小交通安全マスコットの製作

9月27日(土)、田沢小学校3年生の児童とそのご両親で田沢小学校体育館にあつまり、プラスチック板に可愛らしい絵を描いた手作りの交通安全マスコットを作りました。

それを国道117号線を通るドライバーに「交通安全でお願いします」と交通安全を啓発しながら配り、受け取ったドライ

バーは突然の可愛らしいお守りを笑顔で受け取り、さつそく車に取り付ける姿も見られました。

その後、体育館に戻った親子は、十日町警察署の職員から交通安全や防犯に対する講話を聞き、交通安全・防犯に対する知識を確認しました。

清津川の水は清津川に

清津川水フォーラム

9月9日(火)、ユーモール2階ホールにおいて「清津川水フォーラム」が行われ、会場には約400名ものたくさんの人たちが集まりました。

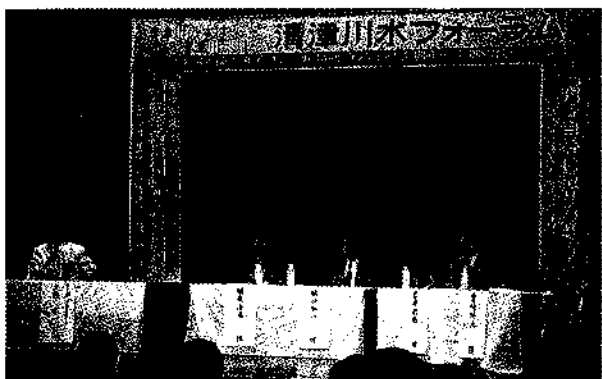
このフォーラムは現在村の重要課題である清津川の発電による取水権更新問題を受け、開催されたフォーラムで、清津川の現状報告が写真や図などで分かりやすく説明されました。また、基調講演として、第3

回世界水フォーラム事務局長尾田栄章氏より、「川を自分に取り戻そう」というテーマで、世界の視点から、ダムに関することや、水の衛生面での管理に関する講演が行われました。

さらにパネルディスカッション「清津川の水は清津川に」が新潟大学工学部教授大熊孝氏のコーディネーターによる意見交換が行われ、様々な視点からの清津川の水



量に関することが検討されました。

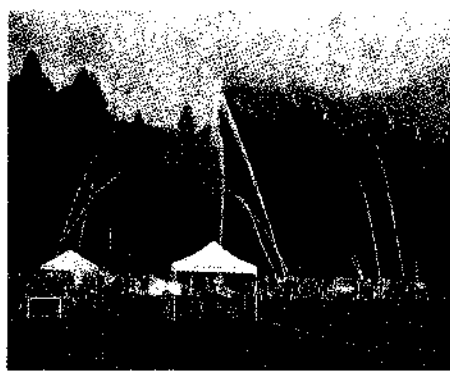


中里村 消防団秋期演習・防災訓練

9月7日(日)、田沢小学校グラウンドで、中里村消防団秋期演習と防災訓練がおこなわれました。

前日の雨でぬかるんだグラウンドで状況はあまりよくなかったものの、中里村消防団は緊張感のあるまきびぎびとした行動で訓練に臨んでいました。

また、今回は防災訓練も兼ねており、倒壊家屋からの被災者捜索・救出訓練や災害救助犬による被災者捜索訓練や炊き出し訓練など様々な訓練が行われました。



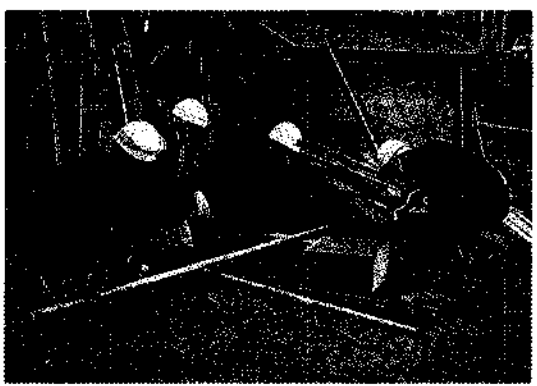
▲放水訓練



▲災害救援犬による捜索



▲はしご車による救助



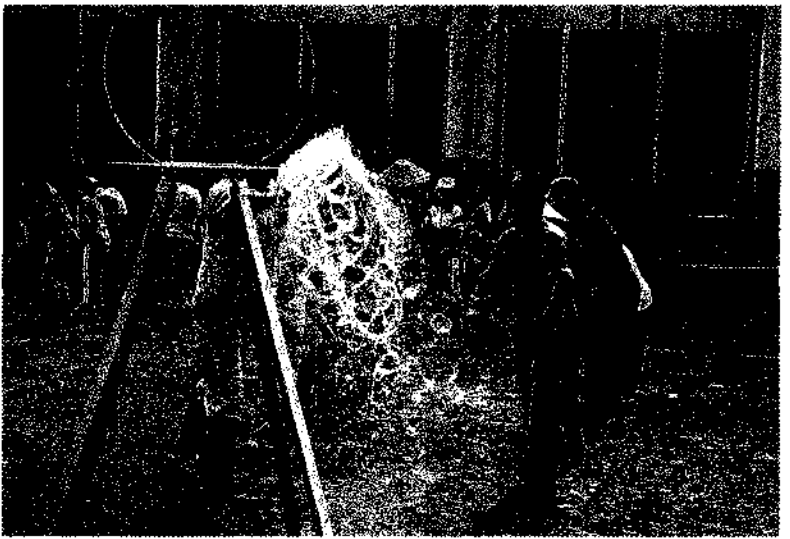
▲倒壊家屋からの救助



▲田沢小前を行進



▲炊き出し訓練



▲住民の人たちによるバケツリレー



わが家の主役

南雲洋樹くん(1歳) (216)
 哲夫・ひろ子さん夫妻の長男(堀之内)

毎日の散歩でたくさんの人たちと出会っているせいか、人見知りせずに誰にでも笑顔で迎えてくれるという洋樹くん。私が取材に伺ったときも大きな目を細くして笑顔で迎えてくれました。音に敏感で、流れる音楽に合わせて手を振り体をゆすって踊る姿は愛らしく、周囲にいる人たちもその愛らしさに笑顔になります。

お母さんはそんな洋樹くんに「健康で心の広い子に育ててね」と話していました。



知ってか？ 制度

建設現場で働く方々のための業界退職金制度です。

全国どこでも、事業主がかわっても退職金は通算できます。

◆平成15年10月1日から建退共制度が一部変わります。

◆加入できる事業主

建設業を営む方なら誰でも

◆対象となる労働者

ほとんど全ての建設業の現場で働く人

◆掛け金 日額310円

掛け金は、全額事業主負担で、掛け金または必要経費として処理

理できます。

《建設事業主の皆様へ》

☆申込手続きは簡単です。(加入時に経費はかかりません)

☆経営事項審査で加点されます。

☆掛け金は全額非課税で国が一部を補助します。

《建設現場で働く皆様へ》

☆建退共の手帳を持っていますか？

☆事業主が変わっても退職金は通算して計算されます。

◆詳しいことは建退共新潟県支部にお問い合わせください。

勤労者退職金共済機構
 建退共新潟県支部
 ☎025-1285-7117

今月の結婚相談

中里村農業委員会では、結婚相談員による結婚相談を開催しております。フライングパンチ、秘密は厳守されます。お申し込みはご相談ください。

◆日時 10月20日(月) 午後7時30分～午後9時

◆場所 総合センター
 ◆結婚相談員 樋口節子(荒瀬)

じん肺がんがある方に労災補償

じん肺の所見がある方(じん灰管理区分が管理2、管理3又は管理4と決定された方)に発生した原発性肺がんについては、これまで、管理3又は管理4の方が労災補償の対象となっていました。平成14年11月以降は、管理2の方も対象となりましたのでお知らせします。

なお、厚生労働省のホームページにも労災補償上の取扱いについて記載したリーフレットを掲載していますのでご覧ください。

◆URL

<http://www.mhlw.go.jp/>

◆問合せ先

十日町労働基準監督署
 ☎52-22079 労災係

生活習慣病予防の調査研究のお問い合わせ

調査研究のお問い合わせ

村では、新潟大学・保健学対策課・十日町保健所と連携して、生活習慣病の調査研究を行っています。

これは、心臓病、糖尿病、脂質異常症などの調査研究のため、かかりやすいかを確かめ、今後の予防活動に役立てたいです。

◆対象者

平成10年度住民健診受診時、「アンケート」調査にご協力いただいた皆さんです。(調査対象がら除外を希望される人は申し出て下さい)

◆内容と方法

平成10年度に住民健診を受けた方、平成10年度に住民健診(狭心症・心筋梗塞・脂質異常・糖尿病など)にかかった方を、次の①～③で調査します。

①住民健診の間診など

②郵送によるアンケート調査

③すぐになった人は、死亡個票による調査

※総務省の許可を得て、新潟大学の医師が行います

◆その他

①平成10年から15年の間に生活習慣病で医療機関を受診した人は、新潟大学の医師が診療記録調査を行います。

②平成10年度の住民健診の際に承諾を得て保存してある血液の分析を行うこともあります。

③調査研究のために得られた資料の分析は、新潟大学で行います。

※個人のフライングパンチは厳重に保護します。調査結果はこの研究以外には使用しません。皆さんのご協力をお願い致します。

◆問い合わせ・連絡先 中里村役場民生課保健衛生係

☎63-3111(内線126)

十日町市から事業主の皆さんへお願い

「不法就労外国人を雇用しないために」

外国人を雇用する場合は次のことをよくご確認ください。

- ◆ 正規のパスポート及び外国人登録証明書をもっているか
 - ◆ パスポートに記載された滞在期間が過ぎていないか
 - ◆ 「資格外活動許可証」等を持っているか
- ※ただし、次の人たちは制限なく雇用できます。
- ・ 永住者・日本人、永住者の配偶者・定住者
- ◆ 不法滞在者を雇用すると罰せられます。

出生

中田 男子 春隆 雲南 美ゆあ
 上山 雪子 利雅 野庭 鳥翔

結婚

越前町 市津 之南 誠紀 井有 富志

死亡

上山 原ハナ (90)
 尻田 西太郎 (93)
 中宮 省三 (90)
 沢田 サクイ (70)
 中宮 坂宗太 (79)
 屋荒 部ヒロ (81)

※掲載を希望しない方は届け出の際に申し出てください。

生活相談のお知らせ

○ 飲食店、食肉販売、理・美容業、クリーニング業などの皆様へ
 ・ 店舗の内装、増改築、買取り

・ 機械器具、備品の更新
 ・ 支店開設 ・ 新規開業 など
 融資のほか、気軽に相談ください。

◆ 相談日 11月21日(金)

◆ 時間 午後1時～3時

◆ 会場

県十日町健康福祉事務所

◆ 問合せ先

(財)新潟県生活衛生営業指導センター

☎025-283-5900

男女生活相談員の出張相談

「新潟県男女平等推進相談室」の選任相談員が地域に赴き、性別による差別的な取り扱いなど、男女平等社会の形成を妨げる行為など様々な問題について、次のとおり相談をお受けします。

相談者のプライバシーを守るため、事前予約制とします。

◆ 会場 十日町総合庁舎

◆ 日時 10月27日(月)

午前9時30分～午後4時30分まで

◆ 相談方法 面接による相談

◆ 受付人数 6人まで

◆ 予約期限 10月26日(日)

◆ 予約・問合せ先

県男女平等推進相談室

☎025-285-6605

今月の納税と振替日

■ 村民税	(10月31日)
■ 国保税	(10月31日)
■ 介護保険料	(10月31日)
■ 保育料	(10月31日)
■ 上下水道	(10月27日)

行政相談員の“ご存じですか?”

No.13

総務省では、行政相談制度について、広く国民の理解と認識を深めるため、本年度も来る10月20日(月)から26日(日)までの1週間を「相談週間」と致します。

皆様のご意見をお聞かせください。

10月の定例相談は24日(金) 午後1:00～4:00 総合センターで行なわれます。

- 交通事故件数……………16件
- 死者……………1人
- 傷者……………22人
- 死亡事故ゼロ……………231日

